

留学生各位

留学生向け医療等相談サービス「IMAS」について

平成 27 年 6 月以降、東京大学で受け入れている留学生で以下に該当する皆さんは、留学生向け 24 時間 365 日の医療等相談サービス IMAS（※）へ申し込みが可能となりましたのでお知らせいたします。

※IMAS(アイマス)とは

本学が提携している日本エマージェンシーアシスタント（株）の留学生向け医療等相談サービス（Inbound Medical Assistance Service）です。大学が費用を負担し、日本国内のみで有効です。ただし、医療保険ではありませんので病気・怪我の治療には使えません。別途、国民健康保険などの適切な保険に加入してください。

対象：

1. 留学、家族滞在等、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格により滞在する者で以下の課程等に在籍する学生（休学者を含む）
 - ・学部学生（前期課程、後期課程）、学部研究生、学部特別聴講学生
 - ・大学院学生（修士課程、専門職学位課程、博士課程）大学院研究生、大学院外国人研究生、大学院特別聴講学生、特別研究学生
 - ・研究所研究生
2. 東京大学における国際短期プログラムの実施に関する規則に基づき受け入れるプログラム受講生
3. 国際本部長が必要と認める学生

※上記以外の加入可否については、留学生・外国人研究者支援課生活支援チーム（seikatsushien@ml.adm.u-tokyo.ac.jp）にお問い合わせください。

申込締切：随時申し込み可能

加入費用：上記対象に含まれる者について大学が費用を負担

申し込み方法・サービス内容等の詳細は東京大学ホームページで確認してください。

<http://www.u-tokyo.ac.jp/res03/imas.html>

平成 27 年 6 月
学生支援チーム・国際交流室